具体的かつ詳細な随意契約理由について

**様式8**

| No. | 案 件 名 称 | 種目 | 契約の相手方 | 契約金額<br>（税込） | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由<br>（随意契約理由番号） | WTO |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 西成区あいりん地域内結核対策事業業務委託<br>（長期継続契約） | 13-26：その他 | 特定非営利活動法人<br>釜ヶ崎支援機構 | 26,069,457 | 令和8年7月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | － |
| 2 | 西成区役所ESCO事業 | 13-26：その他 | 東芝エレベータ株式会社　関西支社 | 231,418,000 | 令和8年9月14日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | － |
| 3 | 令和8年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託 | 13-17：<br>各種施策<br>研究・調査 | 令和8年度あいりん総合センター跡地利活用方策検討コンソーシアム | 3,806,000 | 令和8年9月25日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | － |
| 4 | 令和8年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託 | 13-17：<br>各種施策<br>研究・調査 | 日本工営都市空間株式会社　大阪支店 | 2,189,000 | 令和8年9月25日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | － |

様式９

１

# 随意契約理由書

１　案件名称

西成区あいりん地域内結核対策事業業務委託（長期継続契約）

２　契約の相手方

特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構

３　随意契約理由

あいりん地域における結核対策については、現在、早期発見を目指した胸部エックス線検診車による「結核健康診断」とあいりんを主たる生活の場とする結核患者を対象として確実に治癒に導く「あいりんDOTS」（服薬支援事業）を実施している。
結核健康診断は月４回程度実施しており、開催場所については西成労働福祉センターに加え、簡易宿所や福祉アパートの入居者を対象としたあいりん地域内の複数か所で実施している。あいりんDOTSは拠点（あいりん地域内のDOTS実施場所に患者が来所）と訪問（DOTS支援者が患者宅を訪問）の方法で実施している。
これらの事業を遂行するに当たっては、高度な知識・技術、創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求されることから、広く企画の提案を受け一番良い企画を採用するため、企画競争方式（プロポーザル方式）による受注業者の選定を行うこととなった。
令和8年6月3日に開催された事業者選定会議において、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構が優れた提案を行った事業者であると評価されたため、契約を締結するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

西成区役所保健福祉課結核対策担当（電話番号 06-6659－9969）

様式９

２

# 随意契約理由書

１　案件名称

西成区役所ESCO事業

２　契約の相手方

東芝エレベータ株式会社　関西支社

３　随意契約理由

本業務は、市設建築物において、省エネルギー化によるエネルギー使用量削減と光熱水費削減を目的とした設備の改修計画案を公募し、最も優れた提案を行った事業者が改修工事を行うとともに、その削減効果を事業者自らが保証する事業である。

こうした省エネルギー化の技術や省エネルギー効果の判断については、専門的なノウハウが必要となるため、本業務の性質及び目的は競争入札に適さないものである。

よって、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが妥当であることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定するものである。

業者選定については、令和7年度に都市整備局が公募を行い、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、東芝エレベータ株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、東芝エレベータ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２ 第１項第２号

５　担当部署

西成区役所総務課（電話番号 06-6659－9683）

様式9

3

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和8年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託

## 2 契約の相手方

日本工営都市空間株式会社 大阪支店

## 3 随意契約理由

西成区では、令和5年度から令和9年度までの5年間で計画する第三期西成特区構想において、「西成区全体で子育て世帯の転出の抑制と流入の促進につながる魅力的なまちづくりに向けて、本格的に取組・検討を開始する」こととしている。
天下茶屋駅周辺については、2031年（予定）のなにわ筋線の開業により、新たな交通動線が整備され、さらに高いポテンシャルが見込まれることから、今のまちが抱える課題を解消しながら、新たな流入層の受け皿として、若者や子育て世帯が住みやすい環境を整えるためのまちづくりをめざしている。
とりわけ、天下茶屋駅前では、駅前市有地を中心に、新たなまちのイメージアップにつながるまちづくりコンセプトを検討し、このエリアの魅力向上とその効果を駅周辺地域へ波及させることをめざし、令和4年度より検討を進めている。
本業務委託では、第三期西成特区構想を踏まえた天下茶屋駅前まちづくりの実現に向けた検討調査を行うことを目的とする。
委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。
令和8年9月7日に実施した令和8年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）

様式9

4

# 随意契約理由書

## 1　案件名称

令和8年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託

## 2　契約の相手方

令和8年度あいりん総合センター跡地利活用方策検討コンソーシアム

## 3　随意契約理由

あいりん地域を中心とした諸課題や西成区の将来に向けた課題等の解決などを図るため、「まちの活性化・イメージアップ」「若者や子育て世帯の流入促進」を終局的な目標として、平成25年度から西成特区構想を開始し、平成25年度から29年度までの第一期計画では、「あいりん地域を中心とした環境改善」の取組、令和4年度までの第二期計画では、第一期計画の取組を基盤として、「にぎわいの創出やまちのイメージの改革など」の各種取組を進めている。
令和5年度から5年間の第三期計画では、これまでのあいりん地域中心であった取組を西成区全体に広げ、「人口減少に歯止めをかける」ことを目標に、子育て・教育分野やまちづくりの分野について重点をおいて取り組んでいくこととしている。
まちづくりの分野の「あいりん総合センター、市営萩之茶屋第二住宅跡地及び両建物間の市道」（以下「跡地等」という。）の利活用については、令和3年3月に大阪府・大阪市で策定した「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想」（以下「活用ビジョン」という。）の実現に向けて、地域との議論を深めるとともに、公募に向けて事業者の参画意欲を高める取組につながる「住民の福利・にぎわいゾーン」（跡地等北側の大阪市宅地（融合空間の多目的広場を含む）を指し、以下「北側宅地」という。）の具体的な利活用について、必要な調査及び検討を行う。
委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。
令和8年9月3日に実施した、令和8年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

## 4　根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5　担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）